

◆◆◆ 平成25年度末 定年外退職者年金等説明会 ◆◆◆

| 日程(平成26年) | 時 間 | 場 所 |
|-----------|---------------|---------------------------------|
| 2月27日(木) | 13:30 ~ 16:30 | ホテルアバローム紀の国 和歌山市湊通丁2-1-2 |
| 2月28日(金) | 13:30 ~ 16:30 | 和歌山県情報交流センター Big・U 田辺市新庄町3353-9 |
| 3月4日(火) | 13:30 ~ 16:30 | 粉河ふるさとセンター 紀の川市粉河580 |
| 3月6日(木) | 13:30 ~ 16:30 | ホテルアバローム紀の国 和歌山市湊通丁2-1-2 |

●申込みについて

平成25年12月2日付け公共第435号通知を参照のうえ手続をお願いします。

※日程別での小学校・中学校・和歌山県立医科大学などの指定はありませんので、都合のよい日程でご出席いただくようお願いします。

年金班●TEL073-441-3711

◆◆◆ 任意継続組合員申出の事前受付を行います! ◆◆◆

退職後は、現在お持ちの公立学校共済組合員証は使用できなくなります。

任意継続組合員制度は、退職してからも引き続き2年間を限度として、在職中と同様に短期給付を受けることができる制度です。

平成26年3月31日付け退職者で、再就職等をせずに、「公立学校共済組合の任意継続組合員」を希望する方は、下記のとおり加入申出書の事前受付を行います。

手続等の詳細につきましては、平成26年1月中旬、所属所長あてに通知します。加入を希望する方は、所属所の事務担当者に申出てください。

※事前受付で申込をされた方は、任意継続組合員証・被扶養者証を3月下旬に所属所に送付しますので、4月1日から使用できます。

受付期間

平成26年1月20日(月)～2月7日(金)

手続方法

- ①「任意継続組合員申出書」「預金口座振替依頼書」を所属所経由で共済組合に提出
- ②「任意継続掛金等決定通知書」を所属所あてに送付しますので、平成26年3月19日(水)までに共済登録口座に入金

所属所から任意継続組合員証を交付

3月下旬に所属所に送付します

注 意 事 項

- ★定年退職後、再任用フルタイムで働かれる方は、引き続き公立学校共済組合の組合員となりますので申出の必要はありません。(現在お持ちの組合員証が使用できます。)
- ★任意継続組合員を希望する方で、上記の受付期間に申出をしなかった場合は、平成26年4月1日(火)から4月11日(金)まで(通常受付期間)に手続を行うことができます。
- ★夫婦とも組合員で退職する場合、いずれかが被扶養者となる要件を備えていれば、夫婦とも任意継続組合員申出をする必要はありません。この場合は、被扶養者の認定要件を必ず確認してください。
- ★再就職できるかどうか退職日ギリギリまでわからない場合は、通常受付期間(4月1日から4月11日)に任意継続組合員申出の手続をしてください。

注意!!

退職後、次に該当する方は任意継続組合員の申出を行うことができませんのでご注意ください。

●組合員期間が1年と1日未満の方 ●再就職先の健康保険等に強制加入となる方

また、国民健康保険に加入される方や、ご家族の健康保険の被扶養者になる方は任意継続組合員の申出を行わないようお願いします。申出をされると健康保険証を重複して得ることとなります。

医療給付班●TEL073-441-3712

◆◆◆ご存知ですか？ 障害共済年金について◆◆◆

障害共済年金とは、組合員または組合員であった者が在職中に病気等で1～3級の障害状態になったときに受給できる年金です。

受給要件

- ① 在職中に初診日があること。
- ② 初診日から1年6経過した日（以下、障害認定日）において障害等級が1～3級であること。ただし初診日から1年6月の間に次の7症例に該当したときは、それぞれの日を障害認定日とします。

(注) 受給要件の障害等級は、身体障害者手帳等の等級とは異なります。

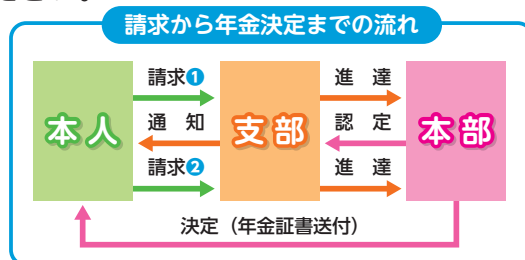


| 7 症例 | 障害認定日 | 7 症例 | 障害認定日 |
|------------------|------------|------------------------|--------------|
| 上肢・下肢を切断・離脱 | その日 | 人工肛門又は人工膀胱を造設、尿路変更術を施行 | その日 |
| 人工骨頭、人工関節を挿入、置換 | その日 | 咽頭を全摘出 | その日 |
| 心臓ペースメーカー、人工弁を装着 | その日 | 在宅酸素療養を施行 | 在宅酸素療養を開始した日 |
| 人工透析療法を施行 | 透析開始から3ヵ月目 | | |

請求方法

- ① まずは和歌山支部から送付する診断書等を提出し、障害の事前認定請求（障害等級の決定）を行います。このとき、下記のいずれかの請求方法を選択してください。

| 請求方法 | 受給開始月 ※1 | 診断書 ※2 |
|-----------|------------------|------------------------------|
| 障害認定日請求 | 障害認定日の翌月 | 障害認定日から請求時までのものを1年毎 |
| 事後重症請求 ※3 | 事後重症日（診断書作成日）の翌月 | 請求時のもの（請求日より3ヶ月以内の現症を記載したもの） |



- ※1 **障害共済年金**は在職中支給停止です。1・2級の方は、在職中でも**障害基礎年金**を受給できます。
 - ※2 診断書は病院が発行しているものではなく、所定の様式になります。また、その当時受診していた病院で記入してもらいますので、既に病院が廃院しているなどの場合は請求できない可能性もあります。
 - ※3 障害認定日時点で障害状態が1～3級に該当しなくても、その後病気等が悪化した場合は、65歳の誕生日の前日までに事後重症請求をすることができます。
- ② 上記の事前認定により1～3級に該当した場合、請求書に必要書類を添付し、障害共済年金の請求を行います。

お問い合わせ先

事前認定請求及び障害共済年金の請求は、現職者・退職者ともに、和歌山支部が窓口になります。詳しくお知りになりたい方、または病気等のために退職を考えている方は、和歌山支部年金班までご相談ください。なお、年度末は事前認定請求者が多くなり、本部の審査に時間を要しますので、ご了承ください。

※障害共済年金は、上記受給要件を満たしていれば、年齢や勤務年数にかかわらず受給することができます。

◆◆◆受給権発生2年前の組合員の皆様へ「年金見込額のお知らせ」を送ります◆◆◆

本年度中に59歳になる組合員全員（S29.4.2～S30.4.1生）に平成26年1月末頃、公立学校共済組合本部からご自宅に送付します。

年金班●TEL073-441-3711